

議会運営委員会会議録

(令和8年1月28日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年1月28日(水)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次	委員	金繁典子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉田茂生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 土居章二 主幹 尾川美保

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会運営に関する申合せ事項等の確認について
- (2) その他

開会 13時30分
閉会 15時03分

- 鷹野副委員長** 定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
まず委員長挨拶をお願いいたします。
- 原田委員長** 午前中の全員協議会に引き続きまして、皆さんにまたお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
今日の議会運営委員会なんですけど、今までずっと協議をしましてまいりました申合せ事項、これを一点どうしても解決したいと思っておりますので、またいろいろな御意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 鷹野副委員長** はい、ありがとうございます。
それでは、協議・進行につきましては、委員長の進行をお願いいたします。
- 原田委員長** 協議に入ります前に、午前中の全員協議会におきまして、ハラスメント防止条例案について、いろいろ御意見を頂きました。またそれを調整しまして、また皆さんに御提示していきたいと思っております。次はもう最終になると思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
それでは、協議事項……
嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員** 最終とは、次にもう一遍議運をするということですか。それとも全協に諮って、もう終わりですか。
- 原田委員長** そういうこと。うん、それで、もうあれでもう最終じゃないかと思うんですが、どうでしょうかね。
- 嘉喜山委員** いや、構わんですけれど、事務局で最終的に調整して、議運ではもう審査せずに全協に諮るということでもいいんですか。
- 原田委員長** それでいいことないでしょうかね。
事務局どうですか、それでいいことないですかね。
土居事務局長。
- 土居事務局長** さっき、今しがた副議長より御確認があった件なんですけど、次の全協となりますと、2月20日に開催予定の3月定例に伴う全協になります。事務局としては、やはり全協かける前に、やっぱりこちらの議会運営委員会で確認していただいた後のほうがよろしいかと思っております。
大幅な変更はないと思われるのですが、総務課の法令審査によつての微調整と、先ほど大幅な変更・修正点については、先ほどの全員協議会で述べさせていただいたんですが、それを踏まえて条例案自体は確定させるのが一番よろしいかと事務局では考えております。
以上です。
- 原田委員長** じゃあ次の全協までにもう一回議運を開いて、皆さんで最終的な確認をしたいと思っております。
日程を、また……
土居事務局長。
- 土居事務局長** ちなみに次の全協が2月20日金曜日と申しました。できたら、全員協議会で皆さんの御承認を得て確定ということにしたいんですが、3月定例の議案、提案説明の締切りは一応2月13日、金曜日までとはなっております。それまでに議会運営委員会のほうである程度固めていただくとくほうが、事務局としては非常に助かります。
それを踏まえた上で、例えば20日の全協で微調整等があれば、差し替えさせていただくような形が一番望ましいと考えますので、もう既に本日が1月28日、水曜日でございます。今週で1月も終わります。2月になりますと、2月4日、水曜日が議会報告・意見交換会、夜のほうになりますけど、城辺地域がございます。2月8日は衆議院議員総選挙投票日となっております。11日が建国記念日で祝日でございます。
となりますと、そうですね、必然的に、予定が取れる日は決まってくるのかなというふうに

思っておりますので、そうですね、ある程度事務局としても、そうですね、来週ぐらいにはちょっとある程度皆さんにお示しはしたいんです。

それを踏まえて、例えば、2月の10日か、12日の木曜日かぐらいに開いていただくほうが、9日でもいいですけど、2月9日から13の金曜日までの間に開いていただいて、最終確認をしたもので一旦、完成形に近いものということで、暫定的な確定にさせていただいたらと考えております。

以上です。

○原田委員長 今、事務局より日程について説明があったんですが、皆さん都合の悪い人、今分かれば、先に言っていたらありがたいんですが。

(発言する者あり)

○原田委員長 分かん。

(発言する者あり)

○原田委員長 そうしたら、2月の9日から12の間。

○土居事務局長 そうですね。9、10、12です。

○原田委員長 9、10、12。皆さん、いつでもいいですかその3日間の間。早いほうがいいか。9日かな。

事務局、どうですかね、9日。間に合います。

○土居事務局長 頑張ります。

○原田委員長 もうちょっと、ほいたら12でもええのはええけど。

(発言する者あり)

○原田委員長 そうなんよ。指摘事項が。

(発言する者あり)

○原田委員長 12にします。

(「10で」と言う者あり)

○原田委員長 10。

(発言する者あり)

○原田委員長 そうしたら、2月の10日、一応また議運の予定にしとってください。

午前中でいいですかね。どうです。

(発言する者あり)

○原田委員長 また10時ぐらいでいいですかね。はい、一応予定しとってください。

そしたら協議事項に入ります。

1番の議会運営に関する申合せ事項等の確認についてなんですが、今日、差し向き決めていただきたいのは、愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準の全部改正案についてということで、協議をしていただきたいと思います。

事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、協議事項1、議会運営に関する申合せ事項等の確認のうち、愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準の全部改正案について説明いたします。

今回、昨年12月の議員全員協議会におきまして、申合せ事項の現段階での協議の進捗状況を全議員の皆様にご共有させていただきました。その際に、これから御協議いただく旧姓通称名の使用基準については、すぐ改正できるのではという御意見がございましたので、事務局のほうで改正案のほうをつくらせていただいております。

今回、全部改正というふうにはしておりますが、あくまでベースとなりますのは現行の使用基準でございます。ただ、例規上、使用基準ということで、第1条、第2条とかいう条建てがされていませんでしたので、全部改正という文言は使わせていただいておりますが、内容的に

は一部改正というふうになっております。

資料のほうを見ていただきますと、改正の趣旨につきましては、多様な生き方や社会情勢の変化に合わせ、議員が戸籍名以外の氏名、旧姓や通称名を用いて円滑に議員活動を行えるよう、規程を分かりやすく再編するものでございます。

主な改正内容を記しておりますが、簡単に申しますと、今まで旧姓通称名の使用をしたい議員がいらっしゃいましたら、申請書を提出いただき、議会運営委員会に諮った上で許可というふうになっております。こちらを届出制に変え、事務の効率を図るものでございます。

めくっていただいて、運用上の留意とか、いろいろ書かせていただいているんですが、1、2、3、4、5ページ目以降に、現行の使用基準でどこが変わるかというようなところを赤書きにさせていただきます。

10ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

使用基準でありますので、通常の条例、規則等の例規のようなこういった手続は不要かと思われるんですが、現行との比較をしやすいように、現行と改正案の新旧対照表を作成させていただいております。

冒頭に述べましたように、現行の使用基準が条建てされていません。今後、今回のような改正が必要になってくる可能性もありますので、事務局といたしましては、使用基準でありますけど、条建てさせていただいたほうが今後の運用がやりやすくなるのではないかと考えて条建てさせていただきます。

大まかなところでは、改正案の第2条のところ、議長に届けることによりということ、届出によってというふうにしております。

改正案の第3条ですね、11ページ目の新旧対照表になります。

議会運営委員会に諮り、議会の会議における議事整理上、また議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書（様式第2号）によりってというのが現行なんですけど、それを議会運営委員会に諮りではなくて、前項の届出があったときは、内容を確認の上これを受理しということ、届出制による旧姓通称名の使用が可能になるというふうにしております。

あとは気づいたところで様式の文言の修正、改正等を記述しておりますので、そちらのほうを御確認いただいた上で、お気づきの点があれば御指摘いただいて、使用基準の改正に向けて今後、確定できればというふうにご検討しております。

以上、簡単であります説明とさせていただきます。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がございましたが、この点につきまして、何か御質疑ございませんかね。

ないようですので、一応この案で、いいですかね。

（「はい」と言う者あり）

○原田委員長 そういうことに決定いたします。

続いて、その他なんですが、何……

（発言する者あり）

○原田委員長 続いてその他の、愛南町議会議長の職責ガイドライン案の概要について、事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。先ほどの愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準の全部改正については、この案で進めさせていただきますが、またお気づきの点がございましたら、また随時、事務局のほうにお知らせ願えたらと思っております。

それでは、その他の①番、愛南町議会議長職責ガイドライン案の概要につきまして、資料に基づいて説明いたします。

議会資料2のほうをお開きください。

先般の12月定例会の際、朝礼だったと思うんですが、議長のガイドライン的なものをつくってみたいというような皆様からの御意見がございましたので、今回、愛南町議会議長職責ガイドライン案ということで、事務局で案を作成させていただきました。

策定の背景と目的はこのように書いておりますが、ある程度、議長としての職責をこなしていく上でガイドライン的な目安があるほうが今後、議長が仮に任期を終えられて、新しい議長になられた後でも質疑等、効率的に行われるのではないかとということで、他自治体等も参考にしながらガイドラインのほうを作成しております。

ある程度、ここまでのガイドラインは必要ないかもしれないのですが、想定される事項については、確認できる範囲で案のほうに盛り込ませていただいているところでございます。

ガイドラインの5つの柱として、議会運営の公平性と中立性のことということと、ハラスメント防止と組織管理の最高責任、3つ目で懇親会・会食等における行動規範、4つ目に重要事案における説明責任と対外活動、最後の5つ目で危機管理と不断の自己研さんということで、5つの柱で構成しておりますが、こちらの項目につきましても皆さんで御確認いただいて、必要な部分、これは割愛してもよろしい部分、御意見を頂いたらと思っております。

また、今回の5つの柱以外にも、こういった項目は必要ではないかということがありましたら、この後皆さんから御意見を頂いたらと思います。

ガイドラインの案につきましては、資料をめくっていただきまして、5ページ目と6ページ目に記載しております。こちらのほう、内容のほうは御確認いただいているものと思われませんが、お気づきの点がありましたら、この後、御意見を承りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○原田委員長 ただいま事務局より、議長の職責ガイドラインについての説明が、案の説明がございました。何かこのガイドラインについて、御質疑等ありましたらお願ひいたします。

尾崎委員。

○尾崎委員 今回のこの議長職責ガイドライン案ということで、資料を事前に見せてもらったんですけれども、今現在、愛南町に議会基本条例というのがあるわけなんですけれども、その中の6条に議会の運営とか公平性、中立性ですか、あと12条にも町民への説明責任、こういったことが明記されております。

今回のガイドライン案は、これらの条文と多くの部分で重なっているように私は見受けられるんですけれども、基本条例では不足している、あるいは対応できない点っていうのが具体的にあるのかどうか、その辺がちょっと疑問なんですけれども。

仮に、運営上の課題があるのであれば、まずはこの議会基本条例の運用改善とか、必要であれば条例改正を検討するほうが本筋ではないのかなと私は感じております。あえてこの条例ではなくて、議長のみを対象としたこのようなガイドラインという形を取る、取らざるを得ない理由というのはどんなところにあるのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○原田委員長 今、尾崎委員より、議会基本条例の第6条でしたかね、その中に一応、議長の中立性というか、そういうのがうたわれておるのに、このガイドラインが果たして必要なのかという意見やっと思ひます。

皆さんこれ、その件につきまして何か御意見ございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 これ、私のほうから提案したことでございますので、今の尾崎議員の質問に対して、私の意見を述べさせていただこうと思ひます。

ガイドラインつくったらどうですかと提案したのは、その前提として、議長が議会の中の大多数の議員ら共にも、食事会というか飲み会をしたということが取り上げられていて、そこでその是非が議員間で話し合われました。そこで、それができないできないの問答になっていたの

で、ガイドラインを持っている議会もあるようなので、それをつくったらこういう無用な議論もなくなるんじゃないかなと思って提案しました。

私が知っているのは小金井市、東京都の小金井市というところなんですけれども、やはり条例というのは、本当に大まかな原則しか規定することができないので、どの条例にもその運用、施行規則とか、要綱とか、条例をどのように運用していくかっていう細かな規程を設けているんですけれども、愛南町の、この6条に関して、議長の中立性に関してはその指針というか具体的なことがないので、この際、議員全員で、どういう、議長の中立性ってどういうことなんだろうと、何はしてよくて、それは何がまずいのかっていうことを共有しておいたほうがいいのではないかなあと思って、ガイドライン提案しました。

この内容について、決めること自体が最優先ではなくて、やはり中立性とは何か、じゃあ具体的に、ほかの議会ではどういうことが認められて認められないのかっていうことを、議員全員が認識するっていうことが一番重要だと思っています。

私はガイドラインに残しておいたほうがいいとは思いますが、必要ないのであれば、ないというのであればそれはそれでいいと思います。まずはみんなが理解することだと思います。

ちなみに、小金井市議会では議長の中立性について、議会に申入れを、議員の方々がされて、それが今、決まりとなっているようなんですけれども、その中で4点書かれています。

1つは、議会運営において政治的中立性を保つことと。議会内の運営だけでなく、市内における全ての選挙、自分の選挙を除く全ての選挙に対しても中立の立場にあること。だから一定の政党の党员ではあっても、議会の中では会派を、議長になったら会派を離れるっていうことが今、一般的だそうです。松山市議会でもそうなっているそうです。党员は党员なんですけど、議会の中では会派を一旦離れて中立な立場になると。選挙運動もしませんと。

2点目として、議案、案件の採決に際して一定の方向に誘導するような議会運営をしないこと。

3点目として、会派を構成する人数にかかわらず、全会派に対して公平公正な立場であること。

4、その他各種団体等の利害に関係する事柄については、市議会の結論、決定が行われるまでは、議長は自らの賛否の表明を控えるということが具体的に書かれています。

今回、事務局のほうで出されたガイドライン案のほうは、さらに詳しく調べていただいて、書かれていますね。ということです。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 このガイドラインを見させてもらいましたが、議長に対して、非常に詳細で、かつ強い行動規範というものを課す内容になっております。

一方で、議長は議会を代表して調整や判断を行う立場であるわけなんですけれども、仮にこのガイドラインによって、今後の議長の裁量とか、円滑な議会運営がもしかして萎縮するおそれが出てくる可能性もあるのではないかとこのところが私の懸念しているところでもあります。この点についてはいかがでしょうか。

○原田委員長 今、尾崎委員より、議長のあまり細かいところまで、ガイドラインでつくと、ちょっと活動にも支障が出るんじゃないかという意見なんですけど、ほか、どうでしょうかね。ほかの委員さんの意見は。

金繁委員。

○金繁委員 詳細過ぎるとね、行動に抑制がかかるということです。例えば、具体的に、尾崎議員、どの点が細か過ぎると思いますか。

(発言する者あり)

○原田委員長 挙手をしてください。

尾崎委員。

○尾崎委員 もう一般的に、常識的に判断して、議長としてあるべき姿っていうのは、議会基本条例の6条、12条の中で、あと細かいところは常識的に、誰が見ても分かると思うんですよ。今回のガイドラインの中ではもうその先々の細かいところまで言葉で明記しておるので、ここまでは必要ないのではないかなと。議長としての良識というものをやっぱり信頼していくべきではないかなという思いは私にはあります。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 なるほど。私もどこまで細かく規定すべきかっていうのは、今すぐに答えは持っていないんですけども、ただ、常識的っていう場合の常識が、やっぱり人によって物すごく幅がね、違うので、だからこそ今回、一部の大多数の議員と飲食したことが、やっぱり議会の中で問題となったわけで、やっぱりその議長たるものは一旦会派を離れて、そういう多数派の飲み会だけに行くっていうのはちょっとまずいんじゃないかなって思われるぐらいのガイドラインはつくっておいたほうがいいですし、さっきも言ったみたいに、ガイドラインをつくることよりも大事なのはやはりその常識とは何かっていう共通認識を持つことが大事だと思うんですね。共通認識がなかったからこそ、この前ちょっともめるようなことが出てきてしまったわけで、共通認識を持つために、ここまで細かいことにするかどうか分かりませんが、この基本、基本、例えば、一旦会派を、うちは会派でないですけど、会派的な行動は避けるとか、そういうこう、本当にさっきの小金井のような大まかなガイドラインの内容をみんなが、一応共通認識を持つことが必要だと思うんですね。それはここで話しても議運だけの共通認識になってしまうので、これもう一回全協で、みんなで話し合ったほうが良いとは思いますが。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私はまあ最初に、1ページから2ページにあるように、(1)から(5)、この程度のガイドラインでいいんじゃないかなと思います、まず、結論として。で……

(発言する者あり)

○嘉喜山委員 いや、タイトルと、この太字以外の細かい部分については含めて、この程度で、その、細々書いても、なかなかどうなのかなと思った次第です。

で、先ほどから議長の宴席への出席の話が出ていますけど、私としてはあの程度であれば許される範囲だろうとは思っています。それを止めてしまうと、結局、国会の議長がそこまでやっているかどうか分かりませんが、あまりにも制限するような内容じゃないかなと思います。以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 はい、まさにその、ね、常識が、嘉喜山議員が多数の議員と飲食するっていうことを、中立性に反しないと考えられる一方で、やはりあのときにあれを問題視した議員の考えからすると、恐らく、あれは12月の議会の最終日で学生寮の建設に関する特別委員会を立ち上げるかどうかの討論、採決をしたとき、その日の夕方に飲食があったということで、そこに参加していたのは特別委員会に反対した議員さんばかりだったと。賛成議員には声がかからなかったというところで、賛成議員のほうから、中立的、中立性っていうのはどうなのっていうそういう背景があったので、やっぱりそう中立性に疑問を持って仕方がないような状況だったのかなと思います。

これを私が言ったところで、多分、嘉喜山委員はいやそんなことはないんですよ、それは常識の範囲だと言われると思うんですけど、だからその常識の範囲っていうのはやっぱりみんなですり合わせしたほうが良いと思うんですよ。そう思われる方もいるし、そうじゃない、私みたいに考える人もいると思うので、やっぱりあそこ賛否がばちっと分かれた中で、賛成議員ばかりが集まったところに議長が行くっていうところはやっぱりセンシティブな状況ではあったと思うんですね。なので、これ一回、議会として、全員で話しておいたほうが良いんじ

やないかなと思います。

○原田委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 今その背景、そういうあれがあったから、そうなんかなってという感じで。だから、私も別にね、気の合った議員同士で飲んだんだから、それはそれで、公平性云々、別に範囲内やと思います。

それで、例えば、あそこで、ここにもあるように利害関係者、町の職員であったり、ね、そういう理事者というか、町側のね職員と一緒に食事いうかそういうのはちょっと問題になるけど、好きな同士で飲むかなぐらいの単純な、単純ないうか、私はそういう気持ちで参加したんで、特にそういう、別にどう、これがいけないのっていうような感じだったんですけど。だから、私もさっき嘉喜山議員が言ったように、このぐらいの程度で、あとは良識いうかね、その範囲内でやっぱり議長が判断する、本当にそれでいいと思うんですけど。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 結論的に、特別委員会設置に反対した議員で飲み会という形にはなっていますが、その計画を、飲み会を計画した時点では、実際、皆さん賛成してくださいねとか、反対してくださいねとか、そういったことを言っていないし、たまたま最終的にそういう結果になっただけであって、そういったメンバーだけで、たまたまその日に集まったわけではないということは述べておきます。

で、確かに私が声かけをしたので、それがいいかどうかも分かりませんが、実際、計画をしたのはもう11月の段階でしています。

以上です。

○原田委員長 どうもこの5つの項目の中で、3番の懇親会、会食等には、これがどうも皆さん引っかけるとるみたいなんです、この件につきましてほかに御意見ございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 おっしゃることもすごい分かるんですけど、ただ、やはり、あそこできれいにね、賛成派と反対派が分かれてしまって、結果的にはやっぱり賛成派の人たちと議長と一緒に飲んで食べていたということで、やっぱり招かれなかった一部少数派の議員からすると、議長は反対派についてしまったのねとこう中立性を疑われる行動に結果的にはなってしまったところで、やはり一定のガイドラインをつくっておいたほうがいいのかと思います。

全くね、飲みに行くことを禁止とか、そういうことを言っているんじゃないで、そういう背景事情があったときに、結果的に中立性を疑われると。逆にある程度のガイドラインがない場合に、結局また同じようなことが起きて、無用な論争が起きてしまうので、なので、ある程度のやっぱり規定はつくったほうがいいんじゃないかなと思います。それは、繰り返しますが議会、議員全員協議会でみんなで共有した上でつくるのがいいのではないかなと思います。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 結局、あのとき言った人が、私知っていますけど、結局、以前は同じようなことをされとったと私は聞いて、聞いていますというか、記憶しています。だから、わざわざ、これ、この件だけを取り上げてするっていうのはどうかなと、つくづく思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 過去のね、そういう事情も御存じなら余計こう、公平性というか、問題があるんじゃないかっていうのも分からなくはないんですけど、ただ、この将来に向けて、将来に向けて、今の議長云々じゃなくて、やっぱり将来的に、愛南町議会として、議長の中立性ってどうあるべきかってある程度決めておいたほうが、今後、やっぱりスムーズに議会運営ができますし、無用なそういう争いというか、論争がなくなって、よいのではないかと思います。

あくまでやっぱり議長というのは、議会という一つのチームをまとめていくものだと思いますので、その観点とともに、じゃあそれを具体的にどんな行動であるべきかという本当に大ま

かなガイドラインというか認識をみんなで持つべきだと思います。すいません、繰り返になりますけど。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 本論に戻りますけど、この程度の内容であれば、特に私はこれで定めてもいいと思うんですよ。でも、あまりにもこれ以上の踏み込んだそのガイドラインっていうのはどうかなと思います。うん。分かっています。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 このガイドラインっていうのは、議長限定のガイドラインですよ。逆に言うたら、我々一般の議員についてはどうなのかという視点も一つ必要かと思います。全て含めた上で、つくることも一つ考えては。そういう視点も大事なんじゃないかなと思うんですけどね。議長限定というところにちょっと引っかかりがあるんですけど。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 それもちろん、分かります。

議長の中立性に関しては、議長の職責として、愛南町議会基本条例にも6条に明文化されておりまして、今回はこの6条を具体的化するものとして、議論したらいいと思うんですね。

で、ほかの議員についての行動規範については、今ハラスメント条例とかもありますけど、議会の、その、まあ前から言っていますけど倫理規程をね、もうつくりましょうという、ハラスメントとは別にそういう議論もあったかと思いますが、それはそれでまたつくってもいいと思います。

○原田委員長 池田委員、どうですかね。

池田委員。

○池田委員 もう、細かいのを見せてもろうとるんですけど、1番の概要、最初の1ページ、2ページでいいんじゃないかと思う。懇親会、会食にしても、出てますわいね、利害関係者からの接待辞退とかいうて、いうのが出とるんで、これでいいんじゃないかと思います。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 議会全体の倫理規程ですかね、その中に行動規範というのも含めて、明記して、その中に議長の特別な立場というのを補足的に入れて、倫理規程というものをつくってあげれば、それで足りるのかなと思うんですけどね。いかがでしょうか。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 倫理規程をつくるのであれば、倫理条例をつくった上で、こういったものを定めるっていうのが筋やと思うんですけど。だから、ハラスメントをつくったけど、根本的には、最終的に倫理条例というものをつくっていくことを検討すべきだろうと私は思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 議員一般の倫理規程と、やっぱりその議長という職責の公平性、中立性っていうのはやっぱりその基本条例に独立の条文が掲げられているとおりに、これはこれで一つの大きなものなので、倫理規程の中でというよりは、議長の中立性ということで、6条を具現化するものとして、私は話し合っておくべきだと思います。

○原田委員長 どうですかね今の、基本条例の第6条の中でこれを一応、細かい点を決めると。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 基本条例を補完するものがこれだと思うので、私はこれはこれで規定すべきだろうと思います。

で、ちょっと、疑問というか、課題は、結局、今回はこういう議長の問題が出てきましたけど、それ以外でも、先ほど全協でもあったように、全協の運営規程というものは実際ない。申合せ事項もない。だから、そういったところも含めて今後、全部こう定めていくのか、それとも、今ある申合せ事項の中に追加していくのか、その辺もやっぱり今後、全協なり議運なりで、

やっぱやっていかなければならないのかなと。

実際その全協、ただ単に全協、全協って言っているけど、根本になるものがないので、その辺はちょっと検討すべきかなと私は思っています。

○原田委員長 指し向き今回はこの議長の職責のガイドラインについて、これをどうするかをちょっとはい、協議していただきたいと思いますので。

どうですかね、これもう今日、事務局、今日あれか、今日あれかな、結論。

土居事務局長。

○土居事務局長 皆様から御提案があった分で、事務局で職責のガイドラインの案は作成しておりますが、本日確定はしなくても特に大丈夫です。

金繁委員から御提案があったように、例えば全員協議会でこのことを共有して、皆さんで協議した上で、ガイドラインをつくるべきか、それとも、その先にある尾崎議員がおっしゃられた政治、議会倫理条例的なものの制定に向けて、例えば新年度から新たに協議していくとか、そういうこともできると思いますので、本日この案を固めてくださいということではございません。

以上です。

○原田委員長 はい。まあ今……

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 次回の全協に諮った上で、併せて、倫理条例を検討するかどうかも諮ったほうがいいんじゃないかなと思います。

○原田委員長 という意見なんですけど、どうでしょうか。

そのようにじゃあ進めていきましようかね。構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのように決定いたします。

その他で、事務局、何かその他であるかな。

土居事務局長。

○土居事務局長 その他で一点、情報共有させていただきます。

昨年、12月10日なんですけど、正午前にとある町民の方が御来庁されまして、御要望されたことがございましたので共有させていただきます。

12月定例会で上程いたしました総務常任委員会の請願審査の傍聴をされた方のようなんですが、採択、不採択の結果だけではなく、審査の過程、どういった意見があったのか、そういったことは議会だよりに載りますか、掲載しますかということで、要望というか御質問がございました。

その方はそういった意見の内容を知らせたほうがいいんじゃないでしょうかということで、将来的にはそういった各常任委員会も委員会放送の対象になってきて運用されると思うんですけど、そういった放送があればいいんですが、というような御要望を投げかけられました。

その際に対応した事務局の職員の回答が、委員会における審査の過程はこれまで議会だよりに載せていません、本会議で表決が分かれた議案の解説は載せていますが、どうしてもページ数が限られるので要約になっていきますと、審査の過程で出た意見を詳細に知りたいのであれば議事録がございましたので、議事録を見ていただくのが間違いありませんと、将来的な対応として、例えば議会だよりにQRコードを掲載して誘導するなどのことは考えられますと。

先ほど述べましたが、委員会放送については請願も出されているということで、現在、議会運営委員会、この会について試行的に運用しております。徐々に取組を拡大して、できるよう、事務局職員が対応していますので、現時点ではまだ全ての委員会の放送には対応していませんので難しいですというような回答をいたしましたので、情報共有しておきます。

以上です。

- 原田委員長 今回の事務局からの意見なんですが、それでよろしいですかね。いずれ……
尾崎委員。
- 尾崎委員 各種委員会ですね、終わった後、結構遅れるんですけど、ホームページのほうに議事録は出てきて、閲覧できるようになっただけではないんですかね。常任委員会、産業厚生、総務文教も合わせて。それを見てもらうように御案内すれば、十分、それで足りるんじゃないでしょうか。
- 原田委員長 金繁委員。
- 金繁委員 私もその話を広報のほうにありましたので、聞いたんですけど、言ってこられた方は委員会を傍聴して、放送はないんですかということ聞かれていたということです。放送はないんですけど、議事録はありますという御案内をしたそうです。
なので、一番の願いとしては委員会を放送してほしいということであったということです。事務局のほうで、来年度からまたね、現在行っているこの議運以外の委員会についても放送は準備されると思いますけど、はい、そういうことでした。
- 原田委員長 今、事務局が言った回答でいいんじゃないかと思いますが、それでいいですかね。
あと、その他で、今日、午前中の全協の中で、南宇和高校の学生寮の建設の件、報告会を持ったらどうぞという意見やったと思うんですが、まず議運で協議をしてくれということやったんで、これを。
金繁委員。
- 金繁委員 すいません、午前中の全協で、住民の方から出された、南宇和高校の県外からの入学生の学生寮について説明会をしてくださいと、そういう要望書が出ていますということで、全協で協議をしました。
で、全協で決まったのは、議会として説明会を行うということで、議運に委ねますとなったのが2点。その説明会をいつするのか、それからその中の段取りですね、どのようなことを、段取りでするのかってことは議運にお願いしますということだったと思います。
- 原田委員長 そういうことでしたので、一応この場で協議をしたいと思います。
まず、やるということに皆さん賛成だったので、これをいつやるのか、その日程的に、2月いっぱいかな。これ、果たして可能なのかどうかちょっとこれ、ちょっと事務局ともこれ、相談しながらこれが果たして、できるのか実際に、あんまりもう日なちがないんで、どうなのかという。
池田委員。
- 池田委員 すいません、町のほうに説明も求めるってということも決まったんですよ。説明会だけじゃあ。それらも絡めていって、決めんといけんと思います。
- 原田委員長 そっちのほうじゃあ先かな。
金繁委員。
- 金繁委員 町のほうはやらないということもあるので、早急に、議会としてはいつするのかという日程調整をしたほうがいいと思うんですね。
今、予定を見ると、3月議会に町のほうはね、この学生寮の予算を入れてくるということなので、それまでで、できれば20日ぐらいまでにできたらいいと思うんですけど。例えば20日の金曜日、全協ありますけど、そのときとか、その後、午後とか夕方とか。もしくは18日の議会報告会の前とか、それ以外の日でも全然いいと思うんですけど15日の日曜日とか、どうですかね。
- 原田委員長 今言うたのは開催日ですか。
- 金繁委員 開催日です。
- 原田委員長 どうですかね、もうこれ日なちがよいよ、ないんですが。
事務局、どうですか。日程的にはできますか。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土居事務局長。

○土居事務局長 事務局のほうで来月の予定を、先ほどもちょっと述べましたけど、2月20日、金曜日の全員協議会でございます。同日開催でとなると、なかなかですね、両方の会を段取りするのは厳しいところありますので、できたら別の日がよろしいかと思えます。

その観点から申しますと、18日の水曜日、こちらもちやくなりますが、御荘地域の議会報告・意見交換会があります。こちらについてもできれば避けていただくほうが得策かなというふうを考えております。

となりますと、最短で、例えば、13日の金曜日から16日の月曜日ぐらいであります、今のところ、会場の関係もありますので、本庁の一番大きい会議室、大会議室ですね、全員協議会とか開催する、あちらのほうは13日と16日は今のところ空いているということで、ちょっと土日は確認していないので申し訳ないですけど、13日の金曜日と16日の月曜日は本庁の3階大会議室は今のところ予約は入っておりません。

御荘文化センターの大研修室も調べましたところ、御荘文化センター大研修室については16日の月曜日しか今のところ空いていません。

以上の現況を踏まえて、皆さんで御協議いただけたらと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。とすると、13から16なら、金曜日、月曜日なら場所が空いているということですね。

町民の方からすると、できれば土日の昼間、寒い時期ですし、昼間の時間がいいと思うんですけど、御荘文化センターは駄目だと、大研修室は、なんですよ。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 平日しか確認しておりませんでしたので、ちょっと14日、土曜日と15日の日曜日の、先ほどの2つの会場の空き状況は確認しますので、確認でき次第、後ほど報告させていただきます。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土居事務局長。

○土居事務局長 先ほど日程の確認をいたしました。

2月14日、土曜日、2月15日、日曜日の会場の空き状況ですが、本庁3階大会議室は両日とも空いているようです。御荘文化センター2階の大研修室については両日ともちょっと塞がっておりますので、本庁で開催ということであれば調整は現在のところできるものと思えます。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。御荘文化センターは14、15、土日閉まっているということで、ここの大会議室、3階の、が空いているんでしたら私はそこでいいと思います。駐車もねたくさんできますし。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 仮にやると前提した場合、より多くの方に来てもらいたいという思いは当然あるんですけど、そのためにはどういった周知方法がより確実に皆さんに伝わるのか。どうなんでしょ

うかね、何か媒体あるのかな、この日程のない中で。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 いろいろあると思います。まず、防災無線ではもちろんやってもらえるでしょうし、LINEも町のほうがやっているの、そこから流してもらおうっていうこともあると思います。何百人かサブスクライブしていると思いますので、結構リアルタイムでいいツールだと思います。

もちろん、各議員が、知っている町民の方たちに告知するっていうのはもうマストだと思いますけど。ですね。あと、公民館とかに、チラシをつくって貼ってもらおうっていうのもやったらいいんじゃないかなあとと思いますね。

はい、以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 回覧が地区地区に回りよりもすけど、あれに載せることはできないのかなこれ。タイミング的に。どうなんでしょうかね。

(発言する者あり)

○原田委員長 ちょっと挙手して。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 区長等の、どういうんですかね、役割からして、なかなか多忙やし、回覧を特別にそれだけお願いするっていうのはなかなかできないと思います。

で、そういった周知のことを考えると、もう一週向こうの、21でしたっけ、22の日曜日辺りのほうが無難かなと。

○原田委員長 20が、えっと、日曜かね。

金繁委員。

○金繁委員 次の全協が2月の20日ですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員 20日。の次の日21ってかなり厳しいですよ、事務局的にはね。

(発言する者あり)

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それではまた、会場の空き状況を確認しましたので、御報告いたします。

2月の21日、土曜日は、本庁大会議室、御荘文化センター大研修室、両方とも空いております。

22日、日曜日については、本庁の大会議室のみ空いております。

23日につきましては、防災の関係の会議があるということで、現在、両会場とも押さえられておりますので、21日または22日が空いている状況です。

以上です。

○原田委員長 どうでしょうかね、21と22が空いとるんですが。

金繁委員。

○金繁委員 告知期間を含めると、考えると、21、22、23の辺がいいとは思いますが私も、3週間ぐらいね、告知期間があったほうが。ただ、20日に全員協議会がありますよね。そこでもう、町としては3月議会に出してくる議案を20日に出されますので、その中には、町としては建設計画を入れてくるとおっしゃっていたので、いわば計画がほぼ決まった段階ということになってしまいます。

それでまあこの要望書を見た中に、町民の方が書かれているのは、議会の説明責任を果たす

べく、計画が確定される前に現状を早急に町民へ説明会してくださいということで、議案が出されて議会へ説明があった後ではこの、迅速に確定される前に説明をとということにちょっと引っかかってしまうのかなあというのが私の懸念で、それを考えると、告知期間は2週間ちょっとしかないですけど、2月の14、15辺りに、この大会議室で行うのが、町民に納得してもらえるのかなと私は思います。

○原田委員長 ほかどうですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 実際は、予算書は確かにそうなんやけど、もう2月の段階では、もう既に印刷に回しとる段階なので、それは、やっぱり別にそこ、日がどうこう言うても、実際どっちでもいいのかなという気がしますけど。まあ言うたらもう、その段階ではもう決まって、決まっているというか、印刷していなかったら間に合わないんで、どっちでもいいんじゃないかと思えます。

○原田委員長 はい。

鷹野副委員長。

○鷹野委員長 逆に、最新情報が分からね。完璧に。全協で町側の説明がもしあるとすれば、もう建設に当たっての一番最新情報が得られるということで、うん、だから、そっちのほうが町民に訴えるにはいいのかなと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は町民に事実を知らせるっていうことよりも、大事なのは町民の意見を聞いて、それを政策に生かすっていうところが議会、議員として最も重要な役目だと思います。

ということを見ると、告知期間は3週間もないですけども、やはり全協が開かれる前に、できるだけ早く町民の意見を聞き、20日までに町に町民の意見を伝えるということができませんので、14、15であれば、です、14、15に開いて、20日の全協で計画が議案として発表される前に、町民の声を執行部に伝えるべきだと思います。

○原田委員長 一応、全協で、これは一応皆さんに報告をするべきじゃないかと思うんですよ、これ、やっぱり。それからではないとなかなか、開催ができないんじゃないかと思うんですが。

金繁委員

○金繁委員 ということで、全協の日程も今、事務局に考えていただきました。14、15、まあ20日、21の辺ですのであれば、10日に全協を開くこと可能ということだったんですけど、14、15に説明会をすれば、全協の可能性というのは何日にありますか。事務局にお答えお願いしてもいいですか、委員長。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 金繁委員から御質問があったこととお答えします。

来月のスケジュールを確認しますと、14、15辺りで開催するとなった場合は、皆さんが集まるのが、先ほど申されました2月2日のお昼からの現地見学会、参加されん方もいらっしゃるんですけど、ある程度そこで議員の方は参加されます。あとは2月4日の水曜日、夜ですが、これは総務常任委員会が対応するとなっております城辺地域の議会報告会、この辺りが予定は入っていますが、衆議院議員総選挙の投票日の前とはなりますので、その辺りの御予定等もあろうかと思うんですが、議会ですべて入っているのは以上となります。

○原田委員長 今、事務局より説明がありました。

金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。では2日、4日以外なら大丈夫っていうことですかね。議長の予定を見て、2、3以外で検討できるっていうことですかね。それとも2か3で集まってもらうのが便宜上いいということでしょうか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 2月2日の9時30分から議員研修がございます。ただ、これ欠席される議員は
いらっしゃるんですけど、そこでも割と一堂に会すので、それも一案なのかなというふうに思
います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 まさに、一応ね、議員全員が集まるのが2月2日なので、その前後に30分ぐらいだ
と思うので、時間を取っていただいて、全協を開いていただいたらと思うんですけど。まさに
ね、一応全員集まることになっているので。いかがでしょうか。

○原田委員長 何日。2日。2日に全協。

○金繁委員 研修があるんですよ。

○原田委員長 欠席者がいるんでしょう。ちょっと。
金繁委員。

○金繁委員 急な予定なので、別の日にしたところで、出てこれない方はいらっしゃると思うん
ですよ。なので、4日にしても、施設見学も欠席される方はいらっしゃるので、なので、2日、
その研修には参加できないけど、その前後30分ぐらいだったら参加できるっていう議員もい
らっしゃるかもしれないので、どうでしょうね、2日で打診してみてもは。2日もしくは4日の
前後で。

○原田委員長 2日にもう欠席される方が分かるとるので、その日に開催ていうのはどうかと思
いますけどね。

(発言する者あり)

○原田委員長 4日はいけんやろ、4日は無理ですね。
金繁委員。

○金繁委員 これ視察何時から何時ですかね。視察じゃない、研修。10時。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 2月2日、月曜日の議員研修の御予定は、9時30分から2時間程度、11時3
0分の予定です。その同日で午後から、13時30分から現地の視察が入っております。

4日は夜に城辺地域の議会報告会、意見交換会がございます。4日は夜の報告会です。日中
は委員会等はございません。

○原田委員長 ちょっと4日は、都合が悪いんですが、はい。
金繁委員。

○金繁委員 全協を定めるときに、一応全員に出席できるかどうかという事前の打診はなくって、
一応その議長と相談して決めていただいていますので、2日はもう既に欠席が、研修のほうは
欠席される議員がいらっしゃるということで、前後も予定が決まっていますので、その日は難
しいとしても、例えば3日ですとか、3日の火曜日とか。議長と予定との関連で可能な日、日
時をおっしゃっていただけないですかね。3日、4日、5日ぐらいで。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

全協の開催予定なんですけど、今、2月の5日という案が出とるんですけど、どうでしょうかね。
金繁委員。

○金繁委員 14、15、土日のいずれかで説明会を開くとすれば、5日が事務局的にも、議長的
にも大丈夫ということなので、午前も午後も空いているということなんで、ここで時間を取っ
ていただけたらと思います。

○原田委員長 どうですか、今その案が出とるんですけど。都合の悪い方おられませんかね。
尾崎委員。

○尾崎委員 この全協はもう、議案はもうこの一つでやるわけですよ。

(発言する者あり)

- 尾崎委員 どうなんかな。この学生寮の建設に関する意見交換会のことについてのみの全協ということで、となると所要時間は1時間程度で、と言いつたんでしょう。ぐらいになるんでしょうかね。
- 原田委員長 まあ今んとこ、この件だけと。
- 尾崎委員 分かりました。
- 原田委員長 嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 5日にするのであれば、10日の議運というのは、日程ちょっと考えといけんと思うんですよ。だって、全協をして、全協で説明して、また議運して、そしてさっきのハラスメントとかその辺もあるんで、もうばらばらでするんじゃないかと、そこはやっぱし同じときにすべきじゃないかなと私は思いますけど。
- 原田委員長 金繁委員。
- 金繁委員 今、議運、嘉喜山議員のほうから議運を10日から5日にしてもいいということだと思うんですけど、はい賛成です。

(発言する者あり)

- 原田委員長 例の、今日の指摘事項の修正があるんで。
金繁委員。
- 金繁委員 すいません、修正があるので10日でしたね。すいません。
ですので、この説明会については、迅速にお願いしますということで、緊急のことなので、今回は別々になっても仕方がないのかなと。むしろ早くすることが町民の願いなので、その願いに沿うように、事務局も5日なら大丈夫ということなので、5日でお願いしたいと思います。
- 原田委員長 どうですか、5日という意見なんですけど。
土居事務局長。
- 土居事務局長 2月5日、木曜日ということであれば、時間を何時からするかを決めていただきたらと思います。
- 原田委員長 時間なんですけど

(発言する者あり)

- 原田委員長 午前中ということでもいいですかね、10時。

(「はい」と言う者あり)

- 原田委員長 じゃあ5日の10時ということで。
あと報告会の内容についてはまたその全協、待って、ここやったか、うん。
金繁委員。
- 金繁委員 一応今日の全協では、日程と、それから段取りは議運で決めてくださいっていうことだったので、大まかに、例えば大枠で、時間はね、何時から何時とか、1時間ですとか2時間ですとか、最初に説明を大体20分ぐらい誰がします、その後質疑応答しますとか、そういう大まかな、これまでもやってきたように、な流れでいいんじゃないですかね。そこをざっくりと決めてしまえば。14、15の日程どちらにするか、昼間なのか夜なのか決めてはいないので、それもそこから決めてはいかがでしょうか。
- 原田委員長 10日の議運は、これはもう決定ですよ、うん。その内容については5日の全協で、うん、いやいや、議運で決定やったかな。
金繁委員。
- 金繁委員 今日の議運で、一応その日程と、その段取りを決めてくださいということだったので、日程は今14か15なんですけど、どちらにするか、何時からするか、まず決めませんか。
- 原田委員長 どちらでもいいんですかね、事務局は。どうです。
- 土居事務局長 はい。

○原田委員長 じゃあどうしましょうかね、14と15。

尾崎委員。

○尾崎委員 2月14日はこれ1時半から水産フォーラムがありますよね。多分、1時間半ぐらいですか。逆にいうたらもうそれが終わった後、会場設営してそこで流れでやったらどうなんですか。水産フォーラムの後に。

(発言する者あり)

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 今しがたの尾崎議員の御提案なんですけど、2月14日かな、水産フォーラムがございまして。その関係で御荘文化センターの大研修室は今予約されているような状況でございますので、その辺り、会場の設営が可能かどうかということは、水産課のほうに確認して、例えば大研修室にパネルとか、展示とかする可能性もありますので、その辺の兼ね合いがありますので、同日を避けるのか、それとも可能であれば同日でやれば、もしくは水産フォーラム来られた町民の方がそのまま流れて説明会に御参加いただけるってということもありますので、そこはちょっと確認してみましようか。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

開催日なんですけど、その報告会の、2月15日の2時という案が出てるんですけど、どうでしょうか。ほかに御意見ございませんかね。よろしいですか。

じゃあこれで一応、全協に報告ということになります。

(発言する者あり)

○原田委員長 場所はここの大会議室ですね。

土居事務局長。

○土居事務局長 2月15日、日曜日、14時からということで、会場は本庁3階大会議室ということで今、確定していただきました。

こういった説明会のおおよそのちよっとうタイムスケジュール的なのを、今ちょっと検索していたんですけど、大体、長くて90分ぐらいが限界かなと。まあ質疑応答が白熱すれば2時間ということもあるんですけど、あまり長過ぎてもってということと、現在議員の皆様が執行部から知り得ている情報を基にということですので、それを基に趣旨説明なりを最初、冒頭5分から10分、10分は厳しいかな、5分ぐらい行った後に、事業内容の説明、それも執行部から頂いた資料に基づいてしか資料がないので、それに基づいて概要であるとか、事業費とか、スケジュールを20分程度ですかね、かかんないかもしれないですけど説明して、議会の皆様がこれまでの審議で、例えば重視した点とか懸念点とか、その辺りを町民の方、そうですね、10分から15分ぐらいですかね、共有して、質疑応答、意見交換をちょっと時間を取るような形が一番標準的な感じになっていますね。

ある程度御質問が出て、回答できるもの、できないものがあるかと思うんですけど、それぐらいが考えられる説明会の主な流れになっています。

で、説明会で出た意見を今後どういうふうに取り扱っていくのか。町の執行部に提言していくのか、そういったことも含めて締めるのがきれいなのかなあとというふうに考えています。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 議会として、担当部署のほうに説明のための出頭要請はしなくていいんですか。

○原田委員長 それは。

金繁委員。

○金繁委員 私は要らないかなあと思います。これまでの議会報告とかも、いろんな政策について説明をしてきましたけど、これはあくまでも議会からの報告ということで、町の政策について議会が説明してきたので、それはいいと思います。

ただ、もちろん傍聴に来ていただいて、町民の意見を聞いていただくというのは大歓迎ですし、していただけたらいいなと思います。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ということは、議会として、現状知っておる部分のみという、概略という前提の中で町民の方には説明する必要がありますよね。確認です。

○原田委員長 じゃあ内容については、今まで議会報告会、何回もやっとなんで、その流れで一応、はい、やるということでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 この件についてほかに、何か御意見ございませんか。

(「ないです」と言う者あり)

○原田委員長 その他何かほかにありませんかね。事務局、何かないですかね。

○土居事務局長 はい、大丈夫です。

○原田委員長 ほかにないようですので、以上で終了したいと思いますので、副委員長、お願いします。

○鷹野副委員長 慎重審議、長時間にわたりお疲れさまでした。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長